

(ご参考)

< 当社の独立社外役員にかかる独立性判断基準 >

東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を踏まえて、以下を当社の独立社外役員の独立性判断基準とします。

- (1) 次のAからFまでのいずれについても該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと認められる者
- A．当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - B．当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - C．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - D．最近において、次に該当していた者
 - (a) A、B又はCに掲げる者

社長より任命された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及び当該委員会の運営事務局をコンプライアンス室に置き、伊藤園グループ行動規範・行動基準に基づき伊藤園グループのコンプライアンス体制の実効性を高めます。法令、その他コンプライアンスに関し反する行為について、従業員等が直接情報を提供できる方法として、社内、社外に通報窓口を設けています。



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 袖 川 兼 輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 根 洋 人

指定有限責任社員
業務執行社員

—

